

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に係る審査基準等の一部改正について
公開日 2016 年 03 月 01 日

1 規則等の題名

審査基準及び処分基準の改定

2 根拠法令・条項

別紙のとおり

3 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 1 日（火曜日）

4 結果公示の日

平成 28 年 3 月 1 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の改正及び条ずれの措置であり、第 8 号の軽微な変更該当し、適用除外とした。

7 規則等の概要

審査基準 別添のとおり処分基準

別添のとおり

新旧対照表（審査基準）

別添のとおり

新旧対照表（処分基準）

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110（内線 3022、3033、3034）

別紙

根拠法令・条項

(1) 審査基準

ア 審査基準を改定したもの

国際競技に参加する外国人に対する所持許可（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号以下「法」という。）第6条第1項）

イ 法令の定めぬ追加等

射撃練習を行う資格の認定（法第9条の10第2項）

ウ 条ずれの措置

(ア) 許可証の書換え又は再交付（法第7条第2項）

(イ) 猟銃又は空気銃の許可の更新（法第7条の3第1項）

(ウ) 射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）

(エ) 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の13第3項）

(オ) 年少射撃資格講習修了証明書の手換え又は再交付（法第9条の14第3項）

エ 引用する法律の名称変更に伴う措置

射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）

(2) 処分基準

ア 処分基準を改定したもの

(ア) 練習射撃指導員の解任の命令（法第9条の9第2項）

(イ) 射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）

イ 条ずれの措置

(ア) 射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）

(イ) 教習資格の認定の取消し（法第9条の5第3項）

(ウ) 練習資格の認定の取消し（法第9条の10第3項）

ウ 引用する法律の名称変更に伴う措置

射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）

審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：銃砲又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条第3項（許可）、第4条の2（許可の申請）、第5条（許可の基準）及び第5条の2（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第2条（銃砲の所持が許可される試験又は研究）、第3条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）、第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）及び第16条（指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）及び第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行なう推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審査基準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。したがって、例えば次のような場合は、許可されない。
- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
 - 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
 - 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合

(2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

(3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていないなど当該用途に供することが社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

(3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、許可するものとする。

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の4第3項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第5条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第25条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 3日以内（書換えにあつては、1日以内）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

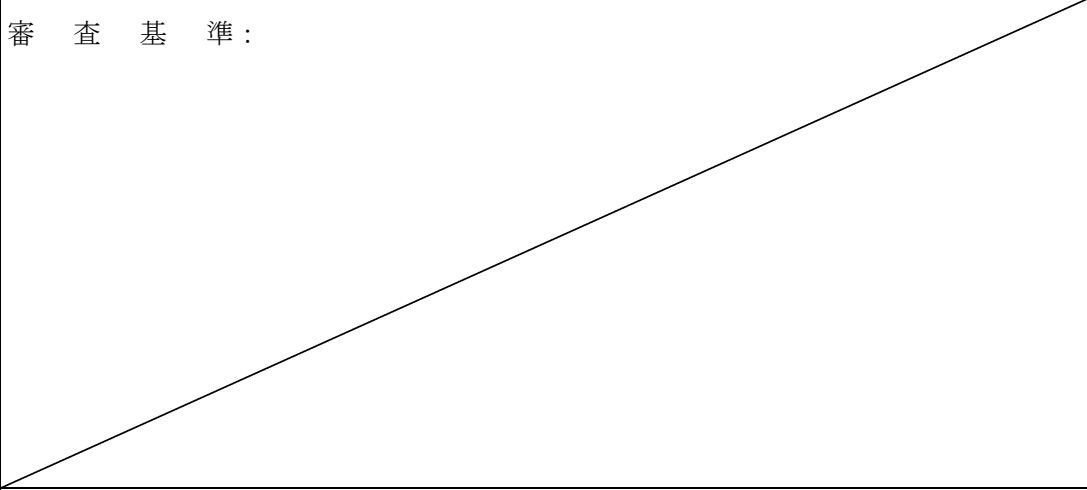
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）並びに第6条第1項及び第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）及び第11条（申請書の添付書類）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること。 ② 日本国がその競技に参加するものであること。
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第7条第2項
処分の概要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換への申請）及び第33条（許可証の再交付の申請）
審査基準： 
標準処理期間： 5日以内（書換えにあつては、3日）
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第7条の3第1項
処分の概要：猟銃又は空気銃の許可の更新
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号から第18号まで及び第2項から5項まで（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同様以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）及び第34条（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審査基準：別紙のとおり
標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第34条の規定による。
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（管理方法の基準）及び第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審査基準：

- 1 設置者及び管理者に係る法定の人的欠格事由のうち、
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ、適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の3第1項
処分の概要：射撃指導員の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、第42条（射撃指導員の基準）及び第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標準処理期間：35日以内
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条第1号及び第2号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）並びに第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第2項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の10第2項及び第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）及び第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の13第3項
処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）及び第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）及び第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 5日以内（書換えにあつては、3日以内）
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の14第3項
処分の概要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 3日以内（書換えにあつては、1日以内）
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根拠条項：第24条第2項
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第30条（許可の期間の延長）
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標準処理期間：2日以内
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第2項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項（指定射撃場の指定）及び第2項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（指定射撃場の管理方法の基準）及び第14条（指定の解除）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置をとろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、府令の基準の解釈等は次のとおり。

1 府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

(3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

2 府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

3 府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（射撃指導員）及び第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同項各号に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及び行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の4第3項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準： 射撃成績の水増し等その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第3項
処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項から第3項まで（教習射撃場の指定等）、第9条の5第5項（射撃教習）、第9条の6（教習用備付け銃）、第9条の7第2項から第5項まで（教習用備付け銃の管理）及び第9条の8第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）及び第62条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第2項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の解任の命令）及び第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）及び同67条（練習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準： 練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときであって、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときは、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の10第3項
処 分 の 概 要 : 練習資格の認定の取消し
原権者(委任先) : 高知県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項(許可の基準)、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)、第5条の4第1項(技能検定)、第9条の5第3項(射撃教習)、並びに第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 高知県警察本部生活安全企画課
備 考 :

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第6項
処 分 の 概 要 : 射撃指導員の許可の取消し
原権者(委任先) : 高知県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2(許可)及び第11条第6項
処 分 基 準 : 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合であって、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときに、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 高知県警察本部生活安全企画課
備 考 :

処 分 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条の3第1項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第9条の13（年少射撃資格の認定）並びに第11条の3第1項
処 分 基 準： 法定の取消事由のうち、 1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

審査基準

平成28年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：銃砲又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条第3項（許可）、第4条の2（許可の申請）、第5条（許可の基準）及び第5条の2（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第2条（銃砲の所持が許可される試験又は研究）、第3条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）、第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）及び第16条（指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）及び第19条（<u>猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準</u>）</p> <p><u>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行なう推薦の数を定める規則</u></p> <p>猟銃の口径の長さの特例に関する規則</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令</p>
審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：35日以内
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

旧

審査基準

平成21年12月4日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：銃砲又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条第3項（許可）、第4条の2（許可の申請）、第5条（許可の基準）及び第5条の2（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第2条（銃砲の所持が許可される試験又は研究）、第3条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）、第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）及び第16条（指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）及び第19条（<u>猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等</u>）</p> <p><u>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行なう推薦</u></p> <p>猟銃の口径の長さの特例に関する規則</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令</p>
審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：35日以内
申請先：申請者の住所地を管轄する警察署
問い合わせ先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備考：

審査基準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。したがって、例えば次のような場合は、許可されない。
- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
 - 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
 - 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
- (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。
- (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていないなど当該用途に供することが社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
- 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。

審査基準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。したがって、例えば次のような場合は、許可されない。
- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
 - 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
 - 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
- (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。
- (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが社会通念上許容されるものであることを必要とする。

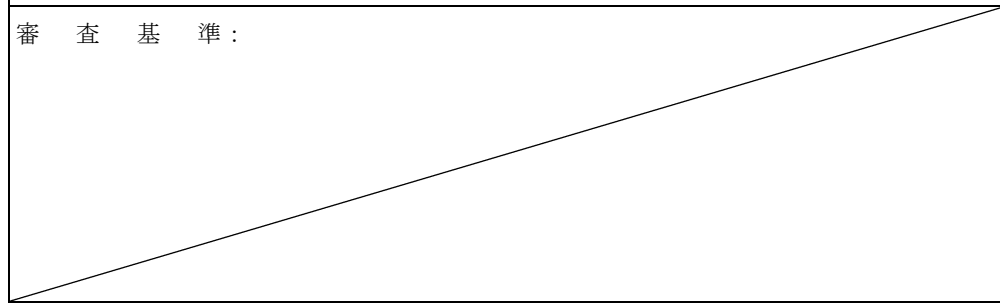
3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
- 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。

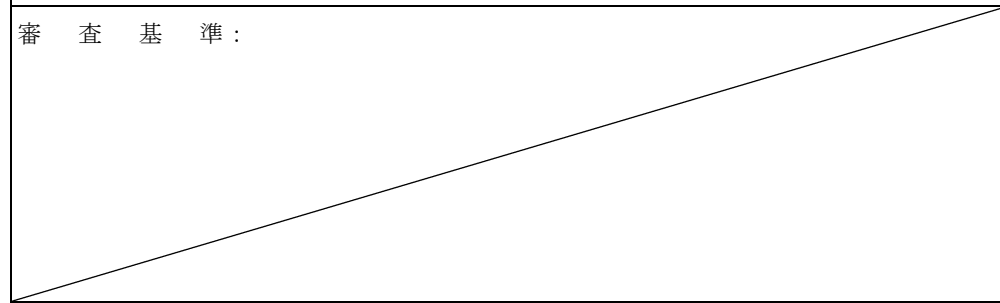
新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の4第3項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第5条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第25条（ <u>合格証明書</u> の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 3日以内（ <u>書換えにあつては、1日以内</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の4第3項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第5条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第25条（ <u>技能検定合格証明書</u> の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 3日以内（ <u>書換えにあつては1日以内</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）並びに第6条第1項及び第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）及び第11条（申請書の添付書類）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 <u>① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること。</u> <u>② 日本国がその競技に参加するものであること。</u>
標準処理期間：14日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

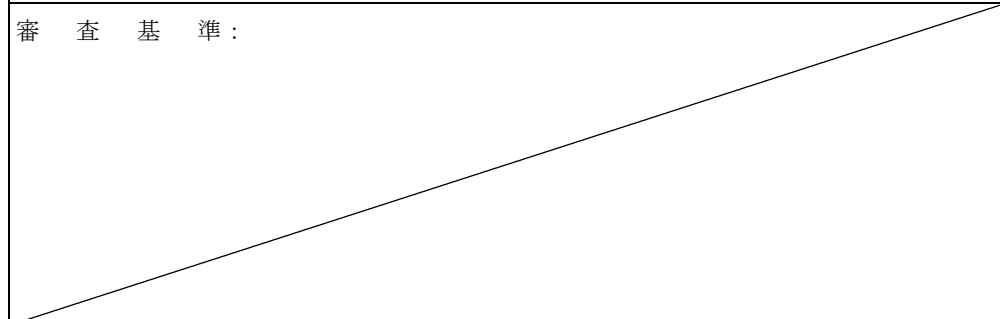
旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）並びに第6条第1項及び第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）及び第11条（申請書の添付書類）
審査基準： 法第6条第1項中「銃砲又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲又は刀剣類を使用する競技をいう。
標準処理期間：14日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

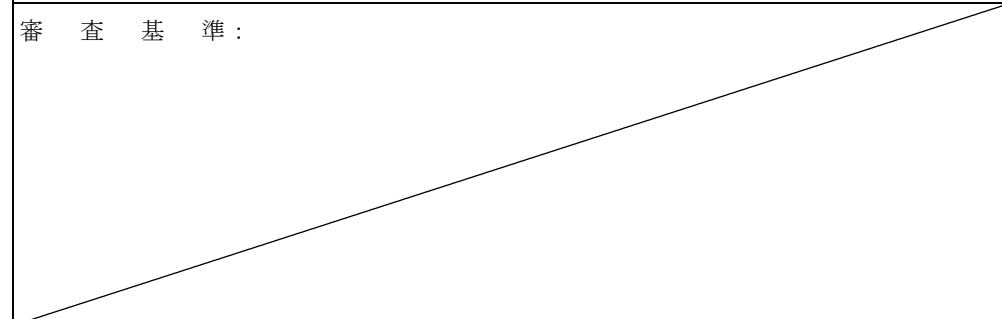
新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条第2項
処 分 の 概 要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>第32条</u> （許可証の書換への申請）及び <u>第33条</u> （許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 5日以内（ <u>書換えにあつては、3日</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条第2項
処 分 の 概 要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>第33条</u> （許可証の書換への申請）及び <u>第34条</u> （許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 5日以内（ <u>書換えにあつては3日</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃又は空気銃の許可の更新
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号から第18号まで及び第2項から第5項まで（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）及び第34条（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第34条の規定による。
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃又は空気銃の許可の更新
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号から第18号まで及び第2項から第5項まで（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（ <u>猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等</u> ）及び第35条（ <u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続</u> ） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第35条の規定による。
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新

別紙

審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

旧

別紙

審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（管理方法の基準）及び第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（指定射撃場の管理方法の基準）及び第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標準処理期間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新

別紙

審査基準：

- 1 設置者及び管理者に係る法定の人的欠格事由のうち、
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ、適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

旧

別紙

審査基準：

- 1 設置者及び管理者に係る法定の人的欠格事由のうち、
 - (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装てん手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 同府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第1項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、 第42条（射撃指導員の基準）及び第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、 <u>全て</u> に適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第1項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、 第43条（射撃指導員の基準）及び第44条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、 <u>すべて</u> に適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」及び「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条第1号及び第2号ハ（ <u>教習射撃場の管理者及び管理方法の基準</u> ）、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（ <u>教習射撃場の指定の申請の手続</u> ）並びに第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは <u>練習射撃場</u> の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは <u>射撃場</u> の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条第1号及び第2号ハ、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（ <u>教習射撃場の指定の申請の手続</u> ）並びに第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、 <u>練習射撃場</u> の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、 <u>射撃場</u> の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第2項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の10第2項及び第3項</p> <p><u>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条（けん銃等の所持が許可される運動競技会等）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）</u></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）及び第11条（申請書の添付書類）</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第2項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の10第2項及び第3項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）及び第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）及び第11条（申請書の添付書類）</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新

別紙

審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

旧

別紙

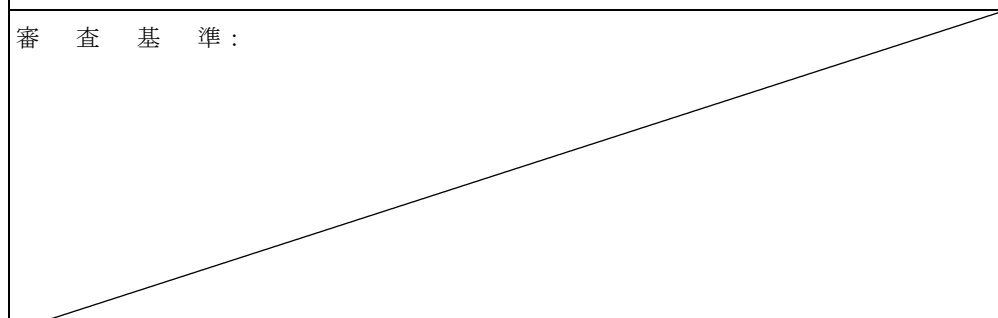
審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

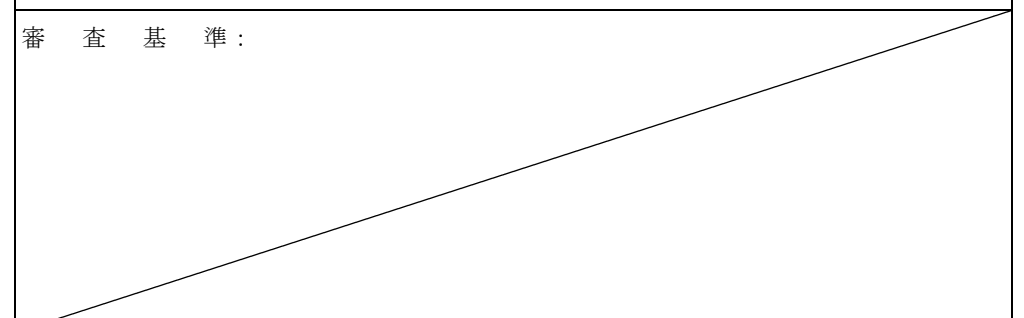
新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）及び第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手續）、 <u>第32条</u> （許可証の書換えの申請）、 <u>第78条</u> （年少射撃資格認定証の書換えの申請）及び <u>第79条</u> （年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 5日以内（ <u>書換えにあつては、3日以内</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

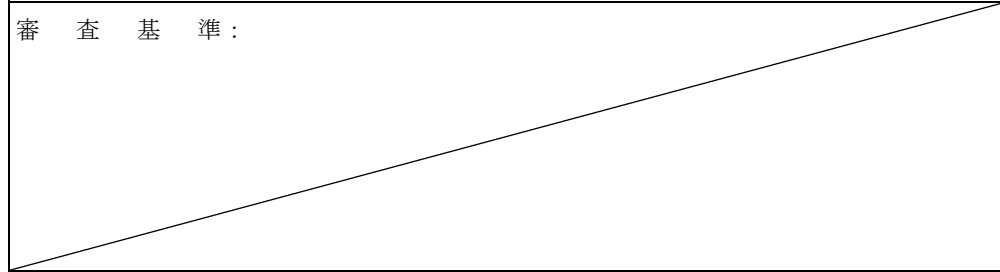
旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）及び第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手續）、 <u>第33条</u> （許可証の書換えの申請）、 <u>第79条</u> （年少射撃資格認定証の書換えの申請）及び <u>第80条</u> （年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 5日以内（ <u>書換えにあつては3日以内</u> ）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

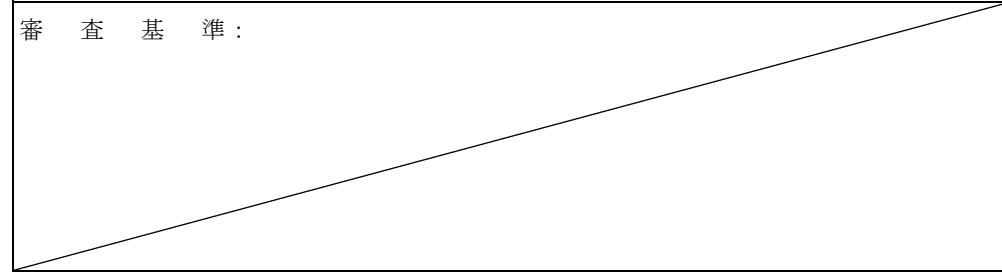
新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の14第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 3日以内（書換えにあつては、1日以内）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の14第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）及び第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）及び第83条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 
標準処理期間： 3日以内（書換えにあつては1日以内）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新
審 査 基 準

平成28年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第24条第2項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第30条（許可の期間の <u>延長</u> ）
審 査 基 準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：2日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

旧
審 査 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第24条第2項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第30条（許可の期間の <u>延長の申請</u> ）
審 査 基 準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：2日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第2項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項（指定射撃場の指定）及び第2項</p> <p>指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（指定射撃場の管理方法の基準）及び第14条（指定の解除）</p>
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第2項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第9条の2第1項（指定射撃場の指定）及び第2項</p> <p>指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条、第9条（指定射撃場の管理方法の基準）及び第14条（指定の解除）</p>
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

処 分 基 準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置をとろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、府令の基準の解釈等は次のとおり。

- 1 府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

処 分 基 準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置をとろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。

- 1 指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条の2第1号に掲げる事由のうち、
 - (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装ん手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 指定射撃場の指定に関する内閣府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（射撃指導員）及び第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同項各号に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及び行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（射撃指導員）及び第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条（射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、内閣府令に定める射撃指導員の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」及び「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新
処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の4第3項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の <u>解任の命令</u>
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の <u>解任の命令</u> ）
処 分 基 準： 射撃成績の水増し等その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧
処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の4第3項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の <u>解任命令</u>
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の <u>解任命令</u> ）
処 分 基 準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、 <u>適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。</u>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第3項
処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第3項
処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）並びに第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

別紙

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。

旧

別紙

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、 <u>教習修了証明書</u> の交付禁止
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項から第3項まで（教習射撃場の指定等）、第9条の5第5項（射撃教習）、第9条の6（教習用備付け銃）、第9条の7第2項から第5項まで（教習用備付け銃の管理）及び第9条の8第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）及び第62条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは <u>教習射撃場</u> の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは <u>射撃場</u> の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、 <u>証明書</u> の交付禁止
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項から第3項まで（教習射撃場の指定等）、第9条の5第5項（射撃教習）、第9条の6（教習用備付け銃）、第9条の7第2項から第5項まで（教習用備付け銃の管理）及び第9条の8第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）及び第62条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、 <u>教習射撃場</u> の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、 <u>射撃場</u> の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第2項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の<u>解任の命令</u>）及び第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の<u>解任の命令</u>）及び第67条（練習射撃指導員の<u>解任の命令</u>）</p>
<p>処 分 基 準： 練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときであって、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときは、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第2項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の <u>解任命令</u>
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の<u>解任命令</u>）及び第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の<u>解任命令</u>）及び第67条（練習射撃指導員の<u>解任命令</u>）</p>
<p>処 分 基 準： 練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、<u>適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合</u>は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第3項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第3項（射撃教習）並びに第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第3項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第3項（射撃教習）並びに第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第37条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

別紙

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。

旧

別紙

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第3項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第6項
処 分 の 概 要：射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（許可）及び第11条第6項
処 分 基 準： <u>年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合であって、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときに、許可を取り消すものとする。</u>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第6項
処 分 の 概 要：射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（許可）及び第11条第6項
処 分 基 準： 年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が <u>認められる場合に</u> 、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

新

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条の3第1項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、第9条の13（年少射撃資格の認定）並びに第11条の3第1項</p>
<p>処 分 基 準： 法定の取消事由のうち、 1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：

旧

処 分 基 準

平成21年12月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条の3第1項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13（年少射撃資格の認定）、第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）並びに第11条の3第1項</p>
<p>処 分 基 準： 法定の取消事由のうち、 1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：